

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案の国会における修正について

(目的)

第一条 この法律は、刑事施設の適正な管理運営を図るとともに、受刑者等の人権を尊重しつつ、その者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

(委員会の意見等の公表)

第十条 法務大臣は、毎年、委員会が刑事施設の長に対して述べた意見及びこれを受けて刑事施設の長が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(刑務官)

第十三条 刑務官は、法務省令で定めるところにより、法務大臣が刑事施設の職員のうちから指定する。

2 刑務官の階級は、法務省令でこれを定める。

3 刑務官には、被收容者の人権に関する理解を深めさせ、並びに被收容者の処遇を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修及び訓練を行うものとする。

附則

(検討)

第四十一条 政府は、施行日から五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(注) 傍線部は、修正により加えられた部分である。